

【労務管理者協議会】

■第132回幹事会を開催

当協議会は7月7日に高知会館において、標記会議を開催した。参加者は10名。

最初に事務局より令和5年度上期事業活動の実績についての報告と後期事業予定を発表後に各議案を検討。

第1議案は「企業視察について」で、本年度は株式会社カマハラ鋳鋼所が視察について事前に打診のうえ推薦いただいた『ジャパンマリンユナイテッド株式会社 呉事業所（広島県呉市）』へ10月に1泊2日を実施することの同意を得た。今後は事務局にて視察企業との日程調整や旅行会社（とさでん交通株式会社）との行程&見積交渉を進め全会員およびOB等当協議会運営にご協力いただいている皆様へご案内することとなった。

第2議案は「幹事選任について」で、現在幹事長（1名）副幹事長（2名）体制だが、幹事長・副幹事長ともに会社業務が格段と多忙になることが見込まれるため、副幹事長の1名増員（規約では幹事長1名、副幹事長3名以内）と幹事1名増員を来年の総会までに検討していくこととした。

その他議案として「10月からのインボイス制度への対応」等について事務局より説明し了承を得た。また、「高知大学生との交流について」は、高知大学に固守する必要はなく今後県立大学や工科大学等との交流も視野に入れるべきとの意見をいただいた。



■7月例会「労働問題対応セミナー」に参加



当協議会は7月7日に、高知会館において経営法曹会議事務局 弁護士 石井妙子氏を講師に招き、高知県経営者協会共催の「労働問題対応セミナー」に7月例会として参加した。

参加者は会場参加20名、リモート参加5名。

今回のセミナーでは、「懲戒処分の適正な対応と実務

上の留意点」について、最初に懲戒権の根拠として「懲戒事由と懲戒の種類を定めた規定+周知が必要」である点や「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして当該懲戒は無効」とする懲戒権濫用法理（労働契約法15条）等、懲戒処分に関する基本的な考え方についての説明後、懲戒処分を行うに際しての留意点や懲戒事由別の留意点について、判例を用いて解説を受けた。



■8月例会を開催



当協議会は8月25日に高知共済会館において、海辺の杜ホテル 保健師&シニア産業カウンセラー 榎本宏子氏を講師に迎え、『働きやすい職場づくり』について解説していただいた。参加者は11名。

最初に、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進することを目的とした「労働安全衛生法」と「職場における労働衛生基準」についての説明があった後、職場では使用者側に「安全配慮義務（業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務）」が課せられてはいるが、一人ひとりの労働者も「自己保健義務（自分の健康は自分で守る）」の取り組みも必要であるとの解説を受けた。

